

## 令和7年 第4回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和7年4月25日(金) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202 会議室
3. 委員出欠状況

| 議席 | 氏名     | 出欠席 | 議席 | 氏名     | 出欠席 |
|----|--------|-----|----|--------|-----|
| 1  | 大島 悟   | ○   | 2  | 金窪 実   | ○   |
| 3  | 熊倉 豊   | ○   | 4  | 岡村 宏一  | —   |
| 5  | 先崎 敦子  | ○   | 6  | 日下部 好克 | ○   |
| 7  | 並木 孝之  | ○   | 8  | 渡邊 繁   | ○   |
| 9  | 島村 忠雄  | ○   | 10 | 関根 武男  | ○   |
| 11 | 深井 一郎  | ○   | 12 | 伊草 俊行  | ○   |
| 13 | 岡村 由紀江 | ○   | 14 | 折原 正英  | ○   |

### 4. 議事日程

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について              |
| 日程第2 | 農地法第3条の規定による許可申請について        |
| 日程第3 | 令和7年度最適化活動の目標設定(案)について      |
| 日程第4 | 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について |
| 日程第5 | 3条許可に伴う営農計画書の審査について         |
| 日程第6 | 報告事項                        |

### 5. 農業委員会事務局職員 事務局

|          |        |
|----------|--------|
| 産業観光課長   | 小川 英一郎 |
| 産業観光課主幹  | 鈴木 功   |
| 農地調整担当主査 | 友部 啓介  |
| 農地調整担当主事 | 杉本 花英  |
| 農地調整担当主事 | 阿久津 実里 |

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(会長)

皆様、こんにちは。

総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、13 名でございます。欠席委員は、1 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 4 回農業委員会総会を開会いたします。

日程第 1 の議事録署名委員の指名についてですが、「3 番 熊倉豊委員」と「5 番 先崎敦子委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第 2・議案第 5 号「農地法第 3 条の規定における許可申請」を上程いたします。今月は 1 件案件がございます。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は、■■■■地内の畑 1 筆で面積は 1,160 m<sup>2</sup>でございます。譲受人譲渡人ともに宮代町にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。

譲受人は、令和 6 年 11 月総会にて農家認定がされた新規就農者です。この度、当申請地を自身の拠点として耕作していく希望があり、今回の申請に至ったことです。

農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第 3 条の許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図を御覧ください。■■■■■■■■■■に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、きゅうり、ねぎ、じゃがいもなどの野菜を作付けする計画となっております。申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の耕作状況について御確認頂きます。譲受人の経営農地は、宮代町内に 8 筆、総面積は 10,926 m<sup>2</sup>になります。事前に事務局において、耕作農地の全てについて調査を行い、現況を確認しておりますが、皆さまにも現在の

耕作状況について、御確認していただきます。

#### <現状の確認>

譲受人の耕作地の説明は、以上となります。

最後に、農地法第3条第2項に基づく判断基準と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においてはトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しており、本人と世帯員が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、申請書には本人、世帯員ともに年間120日従事と記載されておりました。

通常、「年間150日以上耕作に必要な農作業に従事すること」が一般的ではありますが、申請者の取得予定面積が少ないため、必要十分な農作業従事日数は確保し得ると考えられます。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、事務局、折原会長と現地を確認して参りました。今後も耕作される見込みがあり、事務局の説明通り問題ないと思います。御審議の程よろしくお願いいたします。

(■番 ■■委員)

地元委員です。先程の事務局の説明通りで特に問題ないと思います。御審議をお願いします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。

御意見ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第6号「令和7年度最適化活動の目標設定（案）」について上程いたします。それでは事務局説明をお願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。資料を御覧ください。

農業委員会では、毎年、年度当初に目標設定を行い、目標の内容について農業委員会の審議を受ける必要があります。目標については事務局の方で資料のとおり案を作成しておりますので、皆様には今回こちらの案について審議をお願いいたします。

それでは、目標設定について御説明いたします。「Ⅰ 農業委員会の状況」については前年度から特に変わりはありません。現在宮代町に参入している農業法人については、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■の5経営体になります。

続いて最適化活動の目標を御覧ください。令和4年度5月の農業委員会で令和12年度までに管内農地面積の40%にあたる農地を集積することを目標に設定しましたが、令和5年9月に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を改正したことにより、集積目標を40%から56%に引き上げ、現在に至ります。これまでの集積面積が192.54haなので目標達成までの残りの集積面積は、128.34haになります。今年度から令和15年までの年数が残り9年なので、128.34haを9年で割った数値が今年度の目標新規集積面積である14.26haとな

ります。

続いて、(3)新規参入の促進の項目を御覧ください。令和6年度の新規参入は2経営体です。1つ目の総経営農地面積は10,926 m<sup>2</sup>、2つ目の総経営農地面積は11,297 m<sup>2</sup>で、合計は22,223 m<sup>2</sup>となります。

「2 最適化活動の活動目標」については前年度と同じ設定にしております。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは御審議願います。

御意見ないようでございます。それではこの件につきまして、「原案のとおり」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

〈全員挙手〉

(会長)

全員挙手とのことですので、この件については「原案のとおり」とすることとします。

(会長)

続きまして。日程第4・議案第7号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について」を上程いたします。

今回は除外の申出が5件、編入の申出が1件ございます。全案件の説明終了後、まとめてご審議願います。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは御説明いたします。資料を御覧ください。農業振興地域整備計画の変更は通称「除外」と呼ばれるものであり、青 지역에서 転用行為を行う場合に許可申請の前に行われる手続きです。

除外の認可を行うには、農業委員会の審議を受ける必要があるため、今回皆様には各案件の審議をお願いいたします。

それではまず1件目について御説明いたします。

申出地は宮代町■■■■■■■■で面積は287 m<sup>2</sup>の畑です。今回の計画は、287 m<sup>2</sup>全体を使用する計画になっております。事業計画者は■■■■■■■■にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅になります。権利の移転形態は、使用貸借権の設定です。

今回申出に至った経緯について御説明します。事業計画者は、現在町外にお住まいですが、自身の定年退職を機に両親と同居予定です。しかし現在両親が住む居住地は老朽化しているため、今回建て替えを行うにあたり申出に至ったことです。

申出地の位置につきましては、位置図及び案内図を御覧ください。■■■■■  
■■■■■に位置しているこちらの土地でございます。なお、除外後の農地種別  
については、第1種農地になります。

続いて、土地利用計画図を御確認ください。今回の計画では、申出地に住宅を建築する予定です。建築面積は99.221㎡です。

申出地の現況につきましては写真の通りです。

1 件目の説明は以上です。

続きまして2件目について御説明いたします。

申出地は宮代町■■■■■■■■■■で、面積は 410 m<sup>2</sup>の畑です。今回の計画は、410 m<sup>2</sup>全体を使用する計画になっております。事業計画者は蓮田市と宮代町にお住まいの方の 2 名です。転用目的は自己用住宅になります。権利の移転形態は、使用貸借権の設定です。

今回申出に至った経緯について御説明します。事業計画者は、現在町内のアパートにお住まいで、結婚を機に同居を開始しましたが、現在のスペースでは手狭であることや、将来の生活を考えた際にさらに広いスペースが必要になると考え、新居を構えることになりました。建設場所について両親に相談したところ今回の土地を紹介され、計画者の希望に合った土地であったため、今回申出に至ったとのことでした。

申出地の位置につきましては、位置図及び案内図を御覧ください。■■■■■  
■■■■■、■■■■■■■■■■に位置しているこちらの土地でございます。な  
お、除外後の農地種別については、第２種農地になります。

次に土地利用計画図を御確認ください。今回の計画では、申出地に住宅を建築する予定です。建築面積は89.43 m<sup>2</sup>です。

申出地の現況につきましては写真の通りです。

2 件目の説明は以上です。

続きまして3件目について御説明いたします。

申出地は宮代町■■■■■■■■の畑で、面積は 631 m<sup>2</sup>です。今回の計画は、277.6 m<sup>2</sup>を使用する計画になっております。事業計画者は、町内に本社を置く法人です。転用目的は資材置場兼駐車場になります。権利の移転形態は賃貸借権の設定です。

今回申出に至った経緯について御説明します。事業計画者は、町内に本社を置き、杉戸町に工場を構える法人です。現在、工場部分にあるスペースに資材をストックしていますが、このスペースに資材をストックするにはなかなか手狭であり、新たな置き場になる場所を探していました。その旨法人の代表者の母に相談したところ、申出地を紹介され、計画者の希望に合った土地であったため、今回申出に至ったとのことでした。

申出地の位置につきましては、位置図及び案内図を御覧ください。■■■■

■■■■■■■■、■■■■■■■■■■に位置しているこちらの土地でございます。  
なお、除外後の農地種別については、第2種農地になります。

次に土地利用計画図を御確認ください。今回は、資材置場・駐車場での転用であるため、新たな建築物はありません。

現況につきましては写真の通りです。

3 件目の説明は以上です。

続きまして4件目について御説明いたします。

申出地は宮代町■■■■■■■■の畑で、面積は 447 m<sup>2</sup>です。今回の計画は、477 m<sup>2</sup>全体を使用する計画になっております。事業計画者は、現在春日部市内にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅になります。権利の移転形態は使用貸借権の設定です。

今回申出に至った経緯について御説明します。事業計画者は、現在春日部市内の借家で家族とともに居住していますが、現在の住宅では何かと手狭であり、計画者の妻の実家付近に新居を構えることになりました。土地の選定について計画者の妻の両親に相談したところ、申出地を紹介され、計画者の希望に合った土地であったため、今回申出に至ったとのことでした。

申出地の位置につきましては、位置図及び案内図を御覧ください。■■■■■  
■■■■■、■■■■■■■■■■に位置しているこちらの土地でございます。な  
お、除外後の農地種別については、第１種農地になります。

次に土地利用計画図を御確認ください。今回の計画では、申出地に住宅を建築する予定です。建築面積は72.87 m<sup>2</sup>です。

現況につきましては写真の通りです。

4 件目の説明は以上です。

続きまして5件目について御説明いたします。

申出地は宮代町■■■■■■■■■■の畑で、面積は 845 m<sup>2</sup>です。今回の計画は、40 m<sup>2</sup>を使用する計画になっております。事業計画者は、宮代町内にお住まいの方です。転用目的は自宅駐車場設置に伴う敷地拡張になります。権利の移転形態は所有権移転です。

今回申出に至った経緯について御説明します。事業計画者は、現在申出地に隣接する住宅にお住まいの方です。現在の住宅は駐車スペースがないため、申出地を所有している方の敷地を借りて、駐車スペースを一時的に確保している状態になっています。この度専用の駐車スペースを設けるために今回の申出に至ったとことです。

申出地の位置につきましては、位置図及び案内図を御覧ください。■■■■■  
■■■、■■■■■■■■■■■■■■■■■■に位置しているこちらの土地でございます。青枠  
部分は今回の敷地拡張により、今後、赤枠部分の申出地と一体的に利用される  
宅地部分です。なお、除外後の農地種別については、第２種農地になります。

次に土地利用計画図を御確認ください。今回は既存宅地の敷地拡張のため、新たな建築物はありません。赤枠部分については今回の申出地であり、青枠部分の宅地の駐車場として使用されるとのことです。

現況につきましては写真の通りです。

説明は以上となります。御審議の程お願いいたします。

御意見ないようでございます。それでは1件目の案件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

御意見ないようでございます。それでは除外の２件目の案件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

御意見ないようでございます。それでは除外の３件目の案件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

8



(会長)

「挙手全員」ということですので、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして除外の４件目について御審議願います。

御意見ないようでございます。それでは除外の４件目の案件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

〈全員挙手〉

(会長)

「挙手全員」ということですので、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、除外の５件目について御審議願います。

御意見ないようでございます。それでは除外の５件目の案件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

〈全員挙手〉

(会長)

「挙手全員」ということですので、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

最後に、編入の１件目の案件について御審議願います。

御意見ないようでございます。それでは編入の１件目につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

〈全員挙手〉

(会長)

「挙手全員」ということですので、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第５「３条許可に伴う営農計画書の審査」について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは資料を御覧ください。まずはこちらの営農計画書について御説明いたします。宮代町では、令和6年4月から経営面積が20a未満の方が農地を取得する際には、3条許可申請を行う前に、営農計画書を提出していただき、まずは営農計画書の審査を受けてから、3条許可の申請をする仕組みに変更しています。

営農計画書提出から申請・許可が下りるまでのフローを皆様に共有させていただきます。

まず、営農計画書提出から3条の許可が下りるまでの期間はスムーズにいけば概ね3ヶ月程度となり、総会には営農計画書で2回、3条の許可申請で1回の計3回諮らせていただきます。3回のうち1回は営農計画書の説明のみのため、皆様に審議をしていただくのは2回になっております。

それでは具体的なフローについて順を追って説明させていただきます。

まず、経営農地が20aに満たない方が農地の所有権を取得したい場合、町に営農許可書を提出していただきます。提出していただいた営農計画書を、必要に応じて申請者に疑義照会をかけたうえで、まずは事務局が審査を行います。事務局での審査が完了次第、1回目の総会に諮ります。ここでは事務局から皆様に、営農計画書の内容や今回申請予定地の状態について説明させていただいた上で、皆様からの御質問を受け付ける期間を設けます。いただいた御質問については、申請者と事務局の方でやり取りを行い、回答票を作成します。準備が完了次第2回目の総会に諮ります。ここでは、回答票をお配りし、申請者から聞き取りを行った情報を皆様に共有した上で、今回の申請者が3条許可申請で許可ができる見込みがあるかどうかを御審議いただきます。審議の結果、見込みがあると判断された申請者については、3条許可申請の準備を行っていただき、準備が完了次第3回目の総会にかけ、皆様に御審議いただきます。審議の結果、許可相当であると判断された場合は、申請者に許可が下りるという流れです。なお、1回目～3回目の総会については、必ずしも連続で行われるものではなく、申請者の準備が出来次第、総会に諮ることになりますので、御承知おきください。

それでは、営農計画書について御説明いたします。この度、経営面積が20aに満たない方から、営農計画書の提出がありましたので、皆様には内容を御確認いただき、御質問や御意見がある場合は、お配りしている質問票に記載の上、5月9日までに提出してください。

なお、営農計画書につきましては、次回、皆様からいただいた質問を、事務局から回答した上で審議をしていただきますので、今回は提出のあった営農計画書の概要を御説明するのみとなります。



なお、営農計画書の審議については、意見や質問を取りまとめたうえで来月の総会にて行っていただきます。御承知おきください。

(会長)

続きまして、日程第6「報告事項」について、事務局報告願います。

(事務局)

それでは今回の報告事項について御説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が4月10日となっておりました。10日までに5条届出が2件ございましたことを報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項でございます。このことから質疑等については割愛させていただきます。御了承ください。

それでは、以上をもちまして、令和7年第4回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和 7 年 5 月 26 日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_